# 反障害通信

07.7.27

16号

# '合理的配慮'という誤訳?

最近、「障害者差別禁止法」や「障害者の権利条約」関係の文を読んでいると、この'合理的配慮'ということばがたびたび出てきて、しかも、どうもこの語がキーワードになっているようです。

もともと、英語の翻訳のようです。reasonable accommodation という語の訳語として使われているようです。一体この訳語がどこから始まったのかということまで、わたしに調べる余裕がありません。少なくとも性差別に関する条約関係では使われていることが指摘されています。

さて、わたしのプロバイダーの翻訳サービスでは reasonable は「妥当な」で accommodation は訳語が出てきません。電子辞書をひくと、accommodation は「便宜」「調節」「調停」という訳語がでてきます。ちなみに、'合理的配慮'を和英で先のプロバイダーの翻訳サービスにかけると reasonable consideration の語がでてきます。

更に、同じ本(『障害者差別差別禁止法』)の中で、'合理的配慮'と並んで'合理的調整'という言葉にでくわします。こちらは reasonable adjustment の訳語のようです。こちらの語の方がまだわたしには違和が少なくなりますが、なぜ、'合理的配慮'という訳語が出てきたのでしょうか?

わたしには、この'配慮'という言葉に、何々してあげるみたいなことを感じてしまうのですが、単なる思い込みでしょうか? reasonable accommodation を'合理的配慮'と訳したのは、おそらくは国の機関か国家意識をもったひとではないかと思えます。いかにも、日本的な「お上意識」をもった、何何してあげるという意識での訳語ではないかとわたしは感じて仕舞います。

'合理的'という言葉に関しての抵抗がまずあります。そもそも日本の労働運動で、反合理化闘争ということをやってきた歴史があり、'合理的'という言葉に対する抵抗が少なくともあったはずです。更に、日本の「障害者運動」においては、青い芝を始めとして生産性第一主義ということが障害差別の根拠にあるという指摘をしてきた歴史がありますから、生産性第一主義的なところで合理化が進んできたことをとらえるならば、'合理的'という言葉に対する抵抗が、「障害者運動」の中にあるのではないかとの思いもあります。

そして、日本の反差別運動を引っ張ってきた部落解放運動の中で語られてきた、「故なき 差別という言い方をするひとがあるけど、故ある差別などない」ということが、「合理的区 別一差別」などありえないという批判に結びつくはずですし、そういう意味でもこの「合 理的」ということに対する批判はしっかりもてるはずです。 それに対して、どうしてその訳語に対する批判を差別に関する学をやっている学者の人 たちがしてこなかったのかという不思議を感じています。

そのことは障害問題にとっては、もっと深刻です。なぜならば、障害問題では、「障害者福祉」に関して、「権利としての福祉」か「恩恵としての福祉」かというところで議論が闘わされ、「障害者福祉」を巡っては、常にこれを焦点に憲法論争行き着き、「権利としての福祉」ということで敗北してきた歴史があるからです。ですから、国が「配慮」ということで、「恩恵としての福祉」を突き出してくるのに対して、「障害者運動」サイドから、それを批判してきたわけで、その観点があれば'配慮'などという言葉を、「障害者運動」サイドに立つひとは使えるわけがないと思えるのです。更に「配慮を求めるというのは奴隷根性一差別に対する屈服だ」というのは言いすぎでしょうか?

ところが、「障害者運動」の立場で動いているはずのグループで、この'合理的配慮'という言葉を法制度要求の中で使っている不思議があるのです。

別の観点からとらえ返してみます。たとえば、サラマンカ宣言があります。これが紹介されたときに「特別なニーズをもった子どもたち」の '特別な'ということばに対する批判がなされました。なぜ、「障害者」が異化されるのかというわたしの論考にも通じるのですが、みんなひとりひとりがニーズをもっている、それをなぜ「特別」という形でとらえるのか、そもそもユニバーサルな態勢がない中で、「障害ー特別」として浮かび上がるのではないかという指摘です。日本の「障害者運動」はそのことを指摘しえる質を持っていました。ところが、そのことの継承と深化がきちんとなされない中で、外国の運動が進んでいるかのような錯覚を持った人たちが、その批判もきちんとなしえぬままに、翻訳作業をし、紹介にあたる、そんなところで誤訳や、その言葉の運動への利用が起きている、その端的な例がこの'合理的配慮'ということばではないかと思えるのです。

今、社会的に話題になっているのは社会保険庁の年金の記載漏れ事件です。大変大きな問題になっています。そこで、政府一社保庁が(領収書などないひとたちへの)・救済、という言葉を使っていることに対して、大きな批判が起きています。自分たちの不備・責任において起きたことを「救済」などと責任を曖昧にしている、更に「お上意識」で失敗の責任を覆い隠そうとしているという批判です。

わたしは反障害運動サイドから言えば、「障害の社会モデル」や関係モデルからいえば、 「障害とは社会が障害者と呼ばれる人たちにつくった障壁と抑圧である」であると規定でき、この'合理的配慮'というのは、運動サイドからいえば、「障害の除去義務」という言葉で置き換えられることと指摘できます。そこまで突き出さなくても、少なくとも「お上」の作った訳語を批判もなしに、そのまま使っていく、その立場性のなさ、思考のなさにわたしは驚きを禁じえません。

学というのは客観性を求められるのでしょうが、日本の障害学がまさにきちんと「障害者」サイドに寄り添うという立場をなくしてしまったことから、このようなことが生じているのではないかとも思ってしまうのです。

最近もよく自分の思い込みで文を書いていると批判されています。また、「自分の不得手なことに手を出さないほうがよい」とのアドバイスしてくれているひともいます。英語の不得手なわたしが「誤訳」など言う語を持ち出すのは、このアドバイスを無にすることか

もしれません。学者ならば、学者にあるまじき行為と批判されることかも知れません。でも、論理性はきちんともっていきたいと思いますが、「わたしは学者じゃない」と、とりあえず開き直って、勘違いも含めた批判をもらうこととして、議論を起こすために、敢えて提起しておきます。

(み)

# たわしの読書メモ (13)

・『月刊情況 05年8/9月号』(情況出版) 特集廣松渉版『ドイツ・イデオロギー』国際シンポジューム[上]

小林昌人「廣松版『ドイツ・イデオロギー』の編集上の意義 吉田憲夫「『ドイツ・イデオロギー』における疎外論の止揚と物象化論の定礎」 西原和久「廣松社会哲学の現代的意義 <社会行為論>の射程」

廣松版『ドイツ・イデオロギー』に関するシンポが中国の廣松研究の中心地になっている南京大学で行なわれ、そこでの講演の記録。ド・イデの編集問題のとらえ返しがエンゲルスとマルクスのド・イデを巡る持分問題の分析から唯物史観形成の道筋を理解する中で必要なようです。それが廣松物象論につながっていること、西原さんの社会行為論については、廣松役割理論から制度論・国家論にいたる物象化の道筋というようなことがとらえられます。下記雑誌の議論にもつながり面白く読めました。

# ・『月刊情況 07年5月号別冊』(情況出版) 特集日中合同マルクス主義哲学研究

この書は、廣松版『ドイツ・イデオロギー』(河出書房新社)が中国で翻訳されるなかで、 その廣松版に対する批判を巡る応答について、中国の廣松研究をしている人たちも含めい ろいろ議論がなされています。

注目されているのは、澁谷正編・訳の『草稿完全復刻版 ドイツ・イデオロギー』(新日本出版社)が、原版の『ドイツ・イデオロギー』の草稿を、過去のいろいろな版を比較しつつ編集をする中で、廣松版を原版にあたっていないというところから批判していることです。確かに廣松版を補訳した岩波新書版で小林昌人が澁谷版を参照にしているなど、その指摘は一部あたっているところがあるのかもしれません。その版の違いの一番大きな点での澁谷さんたちの批判、それは集中{3}{4}の東をどこにおくのかという問題に表れています。それについて、この雑誌の中の論文でも、中国の韓さんが澁谷さんの擁護に回っています。韓さんは、分業展開史論と所有形態史論という区別をたてて、そこで擁護しているのですが、わたしは分業と所有というのは一体化して進んできたのではないか、それをこのように分離していくことがむしろ理解できないし、内田さんの廣松の編集方針に対する分析のほうがむしろ的を得ているのではないかと思っています。それにそもそも内田さんが廣松版を擁護して指摘しているように、文献的なところでの批判をしている人たちが、マルクスの思想的形成というところからの観点を全く欠落させているし、廣松物象化

論の思想的、パラダイム転換的なパーステクティブをなんらとらえ返していないという問題があります。もっとも、むしろ廣松さんが自らの思想形成の中で強引に読み込みすぎたというオソレが全くないとはいえないかも知れないのですが、そのようなこととして、文献的な議論も検証のために必要なのかもしれないのですが、むしろ、文献的な検証を廣松理論の対象化の中で再検討していく必要があるのではとも思っています。

この雑誌の特集はもうひとつ、色んな現代思想との対話ということがあり、そこで興味深く読めました。ただ、もう少しきちんとした対話が必要なのだと思います。

# ・吉田おさみ『"狂気"からの反撃』(新泉社)

「反障害運動の基本文献」シリーズで書評

# ・日本弁護士連合会人権擁護委員会『障害のある人の人権と差別禁止法』(明石書店)

この本が発行されているのを知ったのは、障害者政策研究全国実行委員会内「障害者差別禁止法」作業チーム『当事者がつくる障害者差別禁止法ー保護から権利へ』(現代書館)の「障害者差別禁止法[要綱案]」を読んだ直後。この弁護士会の本も読んでおこうかと思いました。しかし、政策研の「障害者差別禁止法[要綱案]」の批判をしたので、弁護士会のこの本のタイトルの「障害のあるひと」という表現にげんなりし(「げんなり」については後述)、しばらく買うのを控えていて、それでも気になって結局買ったものの、積読していたのです。今になって、やはり読んでおかねばと思い直してやっと読みました。

で、もう少し早くちゃんと読んでおくべきだったと反省している次第です。現行法の法律的な観点においても、そして差別禁止法が作られたときにはもっとはっきりと、法的にどういうことが差別かということを、弁護士という「専門家」の観点から、整理しようとした、それなりに読み応えのある本でした。法律的な意味で、どういう差別が現実にあるかということをとらえ返す作業としても得ることがかなりありました。

さて、「げんなり」について、「障害者差別禁止法[要綱案]」では「障害をもつひと」という表現、こちらは「障害のあるひと」どちらも医療モデルだとわたしは批判しています。どうも、アメリカで使っている(そして国連でも使っているらしい)「障害者」規定 people with disability の訳語のようです。一体イギリス障害学が突き出した「障害の社会モデル」をどうとらえているのか、おまけに、本の中身として社会モデルの立場をとるというような内容が出ています。社会モデルの立場からすると「障害者が障害を持っている」という表現は医療モデルへの逆戻りです。これは一体何なのか、どうしても分からないのです。

この弁護士会の本を読んでいるとそのことへのコメントがでてきます。

「国連においても、1993年の『障害のあるひとの機会均等化に関する標準規則の制定』 以降、あたかもその人の全人格を決定づけ、他者と完全に異なる社会集団であるかのよう な誤解を与えやすい、「disabiled persons(障害者)」という言葉の使用をやめ、「persons with disablities(障害を持つ人、あるいは障害のある人)」という言葉を使用している。」

このような議論は以前にも当事者サイドからも出ていたのですが、イギリス障害学の社

会モデルが出てきた時点で消えたものと思っていました。どうも、イギリス障害学が持っているパラダイム転換という中身を全く理解していない、実体ー属性論にずっぽりとはまっています(注)。

もう一箇所あります。

「そこで、教育分野において、障害概念の医学・心理学モデルからサポートモデルへの変換が必要である。即ち、「障害を持つ」ということの意味は、教育を受ける主体にカテゴリー的欠陥があるという意味ではない。それは特別な教育的ニーズ(SEN)の要求があるという意味であり、それに応える教育的サービスが必要であるという意味である。我国においても、医学的モデルと決別してSEN概念を確立しなければならない。それが、障害のある人を主体とし、統合された環境の中で、障害のある人の個別ニーズを尊重する障害のある子のための教育の出発点である。」

意味不明な文です。SEN概念を貫くなら、「「障害者」という言葉や、「障害のある人」、「障害を持つ人」という言葉を使うのを止めて、「特別なニーズをもった人」という表現に変えよう」という提起になるはずです。

「特別なニーズを持っている」ということが、なぜ「障害を持っている」ということにつながっていくのでしょうか? そもそもひとはみんなニーズをもつています。それをなぜ「特別」ととらえるのでしょうか? 「特別」ととらえること自体が、「医療モデル的な「障害」を「障害者」と規定されるものが持っている」こととしてあるのではないでしょうか? 確かに優先的に解決していくという意味で、「特別」というように規定するのかもしれません。わたしもアファーマティブアクション(優先枠を用いた積極的差別解消策)を全否定するものではありません。ですが、それはパイの分け前論とか、社会の枠組みをそのままにした、縫合策に陥り、結局市場原理一競争原理に飲み込まれていきます。そして、この競争原理こそが、障害差別の土台にあることを押さえれば、そんなものに飲み込まれたところで差別の解決の道には進めません。そこには差別形態論の欠落があります。差別には排除型の差別と抑圧型の差別があり、今の「障害者運動」は排除型に偏向した差別のとらえ方から社会参加路線に埋没していっています。アメリカの公民権運動が差別の解消に向かっているのか、ということのとらえ返しからも差別をきちんと経済的な分析も含めたとらえかえしが必要です。マルクス・エンゲルスの流れの思想の復権が問われているのです。

さて、もうひとつ、この法律のキーワードは'合理的配慮'のようなのですが、この号の巻頭言に書いたように、反差別の立場にたつひとが使うことばではありえないとわたしは思うのです。

この本の中にも「恩恵として福祉」なり「慈愛としての保護」なりを批判している箇所が多々出て来ます。なぜ、その批判的観点があれば、'合理的配慮'という言葉を使えるのか、'合理的'とか'配慮'とかいう言葉に関してのこだわりは、わたしの勝手な思い込みなのでしょうか?

さて、最後に、この本を差別禁止法制定の運動として突き出している中で、その核心と

も言える「差別禁止法」の案を出しています。その中での障害の定義、「本法において障害とは、一定期間の精神的・知的又は身体的な損傷・疾病などを原因として、日常生活又は社会生活において制限を受ける状態を言うこととする」、これに続いて2項3項で過去や将来の問題をだしているのですが、でも、これって、結局医療モデルでしかありません。この間国連で「国際障害者年」の際に出された障害規定のICIDHに対して、社会モデルを組み込むとしてICIDH・2として議論され、ICFとしてWHOの総会で決議された意味の分からないモデルがあるのですが、それから、更にICIDHに逆戻りしたimpairment→disability→handicapという因果論的世界観(注)への逆戻りでしかないのでとしか思えないのです。

わたしたちは、いまこそ、この社会の枠組み、出口のない枠組み、もうこんな社会にいきられないという多くのひとの窮窮とした叫びが満ちた社会の枠組みから脱して、いかなる「社会」を、いかなる共同性を、いかなる関係性を作り上げていくのかが問われているのではないかと思うのです。

「障害者」は disabled personと呼ばれてきました。出来なくさせられている、できないと規定されるひとという意味です。でも、果たしてできないひとなのでしょうか、そこにはひとの思い込みがあります。今、「障害者」と呼ばれる人たちは「身辺自立」といわれることが出来ない、労働力として価値が低いとして「障害者」として規定されていくようです。でも、ひとってそもそも、他の動物が生まれてすぐ自力で生きていける、助けを借りないで生きていけるようになるのに比して、助けが必要だし、「ひとは障害者として生まれる」ような存在だし、助け合う関係性をつくりあげたてきたからこそ、「社会」を形成してきたのではないかと思っています。

色んな「ひとの営為」があります。その中で、ほんとに必要なことはなんでしょうか? ひととひとの関係をどうつくっていくのかが、必要なことなのではないかと思えるのです。 ならば、言葉で意思を伝えていくことの不得手な「自閉症」と規定されるひとたちや「ALS」 の「ロックイン」という状態で意思がとらえにくいひとたちも、その人の存在をどう考え、 どう意思を読み取り、ひとの幸せは何かということでどういう関係を作り上げていくのか を提起してくれている、「できる」ひとたちではないでしょうか?

わたしたちはいまこそ、既成の観念にとらわれない、新しい価値観・思想をつくりあげていくときではないでしょうか?

(注)

廣松渉というひとが、物的世界観から事的世界観への転換としてパラダイム転換の提起をしています。その著の中からの引用です。impairment→disability→handicapという因果論的世界観への批判の内容も含んでいます。いまこそ、世界観レベルからの障害のとらえかえしが必要になっているのではと思っています。

それは、認識論的な射影においては従前の「主観ー客観」図式に代えて四肢構造の 範式となって現われ、存在論的な射影においては、対象界における「実体の第一次 性」の了解に代えて「関係の第一次性」の対自化となって現われる。(これは論理 の次元でいうならば、同一性を原基的とみる想定に対して差異性を根源的範疇に据 えることを意味し、また成素的複合型に対して函数的聯関型の構制を立てる存在観 そこにおいては、いわゆる存在論的・認識論的・論理学的諸契機が統一態をなしている。

# • 障害学研究編集委員会『障害学研究2』(明石書店)

この本が発売されたころに買い求め読み始めていたのですが、いくつかの論稿を読み、 中断して他の本を読み、再度この本を読み、また中断し、再再度また帰ってくるという形 で、今になってやっと最後まで読んだところです。

わたしも前号で田中耕一郎さんの本の読書メモを書いていますが、彼の本が出ていたの は知っていたのですが、この本の中の書評(松波めぐみ「田中耕一郎『障害者運動と価値 形成-日英の比較から』) でその本を読む必要性を感じ、一挙に読んだというように情報的 には色んな情報が得られる本です。たとえば、玉置佑介「障害当事者に対する水泳指導の 社会過程-「ケア」の学びとしての指導」では、水泳指導が教えることは教わることとい う相互作用的なところで進んでいるという話。加藤晃生「日本のろう学校における音楽科 教育の現状と諸問題-東京都内の実例を中心に」では、音楽指導が「聴障者」にとっても 色んなとらえ方があること。土屋葉「「障害」の傍からで-ALS患者を親に持つも子ども の経験」では、家族の色んな構成や立場性で「障害」のとらえ方が違っていくこと。障害 学が色んな方向に開いていっているということは感じられます。ただ、一体どういう方向 を向いているのか、危うさを感じました。学と運動との関係の関係で運動サイドから語っ ている姜さんの論稿(姜博久「商品化される<関係>に抗して」)ははっきり道すじが見え るのですが、他の論稿は学のもつ探究心というようなことが先にあり、単に探究心のため の学か、そこに差別の問題があるときに、反差別という観点からはなれて客観的な語りに なっていくことに「障害者」のわたしとしては寒々としたものを感じていました。「学」と いうことで進み、学会まで形成したところで、「障害者」当事者の思いや、運動から離れて いってしまっているのではと思います。

たとえば、丸岡稔典「障害者介助の社会化と介助関係」で介助の役割についての分析で、「労働関係」「情緒関係」そして、「異文化交流」なる概念を用いているのですが、それはあくまで介助者側の運動的観点がないところでの分析概念で、運動サイドからすると、「反差別共生」という観点からとらえ返していくと、「労働に徹する」ということと、「古いボラ的な「してあげる」的関係」、「共生的関係を求めていくこと」ということをモーメント的にとらえ、それらがそれぞれの「障害者」と介助者の相互関係でどういう形で現れていくかの分析になっていくのではないかと思います。

もう少し個別の論稿に関するわたしのコメントをはさみたいし、この本の中でもいかなる問題があるのかという端緒は示しているし、そのことの論考を深めていく意味もあるとは思いますが、何よりも障害学は障害学会はどこに行こうとするのか、そんな思いばかりがわたしの中で膨らんだ本でした。

#### ・杉野昭博『障害学 理論形成と射程』(東京大学出版会)

この書はイギリス障害学とアメリカ障害学の区別と共通性を提示し、障害学で何が問題になっているのかを提示してくれている、障害学の広がりと深化のために歴史に残る書になると思います。筆者も書いているように語学に弱い「障害者」一わたしもそうですが、にとってありがたい、涙が出るような「感謝感激雨あられ」の書です。

1章は「障害学を担うのは誰か」というテーマ、障害学の課題を提示し、2章は「障害者とリハビリテーション学ーICFを巡る論争」でWHOの障害規定をめぐる論争が詳しく書かれています。3章「マイノリティ・モデルと普遍化モデルーアーヴィング・ゾラの障害学」では日本ではほとんど紹介されていない「アメリカ障害学の父」とされるゾラの消費者運動的な医療社会学批判としての障害学の紹介、これはユニバーサルな方向性をもったものとして、共鳴しえるものがありました。4章「社会モデルの広がりと再編ーイギリス社会モデルの展開」ではオリバーの社会モデルのとらえ返しと、その社会モデル批判のとらえ返し。5章は「「障害」の政治と障害学ーマイノリティモデルの展開」ではアメリカの公民権運動につながる障害学のとらえ返し、6章は「障害学の課題ー日本における論争点」では、筆者の課題の整理と論争点へのコメントが展開されています。

とりわけ、紹介の部分はすごく参考になり、これからのわたしの論形成のターニングポイントになるのではという思いも持っていたのですが、筆者のコメントが出てくるとどうしても分からない事が出てきます。この本で提示されているに詳しく内容をコメントしていくとそれだけで一冊の本になるような豊かな内容、書評は再読してからという、わたしの原則も守りたいので、とりあえず簡単なコメントをいくつか提示してみます。

まず、アメリカ障害学の評価がわたしには分かりません。筆者はイギリス障害学とアメリカ障害学の違いよりも共通性に留意しようとしています。確かに、公民権運動自体が、反差別運動として大きな意義を持っていると思います。確かにわたしたちの「生存権」ということも含めた、「市民権」を認めろというところのラジカルさはあるし、ゾラの消費者運動という観点での医療社会学批判は面白いし、ユニバーサルなとらえかたにはぞくぞくすることがあります。しかし、結局資本主義社会の市場原理に、被差別者にも機会均等で競争に参加させろというようなところに飲み込まれ、それは結局わたしたちも差別する権利を与えよ、という論理になっていくのではないかと思えるのです。イギリス障害学がマルクスの影響を受け、労働力の価値というところに障害差別の根拠をとらえるというところとは明らかに違いがあるのではと思います。

もうひとつの疑問、それは使われている用語がどうもおかしいのです。中に表が出てきて、唯物論ー観念論という分類をしているのですが、そもそも唯物論からすると観念論の否定をしているわけで、それが対になって分類概念として出てくること自体がおかしいのです。イギリス障害学自体が、そしてその代表格のオリバーがマルクスの影響を受けているとはいえ、自分はマルクス主義者ではないという主張をしているように、丁度フェミニズムで上野千鶴子さんがマルクス主義フェミニズムの家事労働を労働力の生産・再生産労働としてとらえることを自分の論の中に組み込んでいるけれど、自分はマルクス主義者でないと主張していることと類比しえます。誤解のないように書いておきますが、わたしも自分はマルクス主義者だと名乗っているわけではありません。ただ、マルクスの思想をき

ちんと押さえていたら、観念論と唯物論の関係とか、分析概念の深化ということがもつとすすんでいくのではないかと思えるのです。オリバーもimpairmentを括弧でくくるような議論をしなかったのではないかと思えるのです。筆者は、フェミニスト障害学がオリバーの批判をしていると書いていますが、批判をしていた人たちが女性が多いというだけで、そこにフェミニズム理論があるとは思えません。フェミニズム理論の平等派と差異派の論争とかを障害学の観点から援用しようとしていますが、「平等派と差異派との対立」などというとらえ方自体がおかしいのではと思います。

マルクスがとらえ返せていないという話は、能力主義のとらえ返しの問題にいきつきます。障害差別の土台はどこにあるのか、そこに労働力価値を巡る差別があるとわたしは押さえています。マルクス主義といわれる思想の成果は唯物史観から障害差別の土台に労働力の価値を巡る差別があるととらえ返したことにあるわけです(その唯物史観自体が主流のマルクス主義といわれるひとたちが曲解している現状もあるのですが、・・)。ならば、公民権運動のマイノリティ運動は労働力の価値をめぐる差別を問題にしえない。したがって、障害差別の土台を押さえられないところで、障害差別を論じてしまっているという公民権運動、マイノリティ運動の限界があるわけです。筆者もそのことを押さえていないので、イギリス障害学とアメリカ障害学の大きな違いをとらえれていません。もちろん、イギリス障害学も労働力の価値を巡る差別を一応とらえているとはいえ、彼らがマルクス主義者ではないと主張するところで、其の解決の道を示しえません。それはimpairmentを括弧でくくったことと同じ構造なのです。そのようなところで、解決の道を示しえていないのです。

また筆者はポスト構造主義やポストモダンなりということに言及しています。そこで社会モデルに対する批判、ヒューズ、パターソン、ターナーの文を引用しています。(140P) それをフェミニズム障害学と呼ぶのなら、ジュディス・バトラーのポスト構造主義フェミニズムをどう押さえているのでしょうか? 少なくともバトラーはsexということからの脱構築を図ろうとしています。括弧でくくっていないのです。

さて、ポスト構造主義からimpairmentをとらえ返す作業はどうなるでしょうか? そのことはわたしの作業としてはマルクスの物象化論からimpairmentをとらえ返す作業になります。それはまさにimpairmentを実体主義にとらえることから、パラダイム転換して関係主義的にそれを押さえなおす作業になります。オリバーがimpairmentを括弧でくくったのは、いわばパラダイム転換を為そうとしてそれをきちんとなしきれなかったということにつながります。それをパラダイム転換を完遂する、言い換えればオリバーがimpairmentを括弧でくくったことから、括弧を外す作業はどのようなこととしてあるのでしょうか?その括弧外す作業は、「なぜ、ひとつのできないことが、障害として障害者がもっているものとして浮かび上がるのか?」という問いかけの作業から始まるのではないかと思うのです。

さて、この著に戻ります。既に書いたようにこの書との出会いはわたしの中で大きなターニングポイントをもたらしました。杉野さんはイギリス障害学を紹介してくれているひととして、わたしは注目し、その論文の書評も書きました。今回のこの書の中で、杉野さんはわたしのICFの対話についてもコメントしてもらっています。ですが、わたしの提

起しているパラダイム転換ということは届いていないようです。

そして、わたしが障害学研究会のメーリングリストで他の「障害者」と交わしたメールの中にも、まさにオリバーの論稿とそれに対する批判の論争の内容をはらんだものではなかったかと、今になってわたしはとらえ返しています。

この文の中で、障害学やそれとの論争の紹介をしてもらったことが有意義だったと書いたのですが、その紹介からパラダイム転換という観点がないところで、結局何も変わらないのではないかと思えるのです。そのような観点からの文献の読みは、結局誰もやってくれず、自分でやるしかないのでしょうか?

それとも自分の論を進める中で、それに共鳴してくれるひとの中から、イギリス障害学のとらえ返しをしてくれるひとが出てくるのをまつ、働きかけることなのでしょうか? いずれにしても道は遠いようです。とりあえず、わたしは「反障害原論」を書き進めようと思います。

#### 書評 反障害運動のための基本文献③

# 吉田おさみ『"狂気"からの反撃』(新泉社)

# 三村洋明

この本はわたしが「「障害の否定性」の否定」というところで、色んな文献を探り始めていたころに出会った本です。あえて「狂気」という差別語とされることばを使い、「狂気」の病としての苦しさはあるにせよ、「狂気」を差別社会への抗議・反逆として、その正当性をも突き出しています。かつて、使われていた「造反有理」という言葉を想起させます。

この本は、「病」者自身が存在を否定されることに対して最初に反撃の言挙げをした書と して歴史に残る本だと思います。

精神医療に関して、反精神医学として突き出している新しい精神医療も医療である限り 抑圧的にならざるを得ないという提起や、社会復帰ということの抑圧性に付いての論考な ど、ラジカルさを感じていました。「精神病院」としてある空間や精神科医の全否定ではな く、避難場所的な下宿屋として現在の「精神病院」を変えていく、相談者としての精神科 医というような提起はすとんと落ちるものがありました。

いろんなことが語られているのですが、わたしが認識論的に問題にしているところと共有化しえる根源的な問い掛けもあったのですが、「精神障害者」と「身体障害者」を区別して、「身体障害」なり、「身体的病」ということを「器質的異常」としてとらえていくことには疑問を禁じえませんでした。又、今日の国際人権規約に通じる自由権社会権の論考やベーシックインカムに関することを当時まだ十分に議論されていなかったことにも、コメントしていて、法律の勉強していた筆者は先進性をもっていたひとだと思います。また、される側からする側へ、自らの変革主体として突き出すという論考など、筆者の論考の鋭さのようなことも、今日的にも先進性を持った提起など、その提起の鋭さに驚きを禁じえません。

それにしても、「精神病」者に対する差別の構造はこの本が発刊されて四半世紀にもなる

のですが、何も変わらないどころか、はっきりと二分化されて差別が強化されてきている、 まるで、当時出されていたことが、当事反対運動が起きる中で潰されていたことがまさに 現実化しているようなことに恐ろしさを感じています。確かに、外科医療や、「精神病院の 開放医療化」は一定進んだのでしょうが、むしろ法制度的には悪化している現状があるの ではないでしょうか?

この本は、まさに「「病」者宣言」とも言えることで、色んなところにその論考をみてとれます。「病」者の反差別運動の出発点とも言える著ではないかと思えます

わたし自身が「「障害の否定性」の否定」というところで論考するに当たって、いろいろ「病」者の問題については考えてきました。「病」者サイドから病の苦しさをとらえていないという批判をもらっていたのですが、少なくとも筆者の論考の軸は「病」自体の苦しさというところから位相を変えた論旨で展開しているのですが、確かに整理されていない面はあるにせよ、そのあたりも含めて、この筆者の本を当事者たちは今どうとらえかえしているのでしょうか、・・。認識論的なところから「病」者の認識は、一部において物象化されない原基的認識だとかいうとらえ方もできるのではないか、いわゆる「病」といわれることに関しても、抑圧的情況の中での差別を受ける苦しさということがあり、「病」自体が抑圧的状況の中で苦しいものとして出てくるという側面は大きいと思います。しかし、抑圧のないところで「病」がなおあるとしたら、妄想的なところを楽しむということは考えられないのだろうか、ということも考えていました。当事者サイドの誰かから、このようなことも含めた提起を受けてみたいと思っています。非当事者としてはこれ以上語りえないし、ここまで書いたことも批判を受けることです。あえて、「障害者」として「「障害の否定性」の否定」を考えてきた立場から連帯を求めて書きおきます。

#### HP 更新通知·掲載予定

◆「反障害通信16号」アップ(07/7/27)

#### お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。印字でうまく出ないとき、読み込めないときはメールで連絡ください。また縦2段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

#### 反障害原論-障害問題のパラダイム転換のために-(14)

三村洋明

第4章 「障害者運動」に関わる理論・思想

第4節 障害を巡る反差別の法制度-差別禁止法・「障害者の権利条約」

(イ) ADA法

世界的に「障害者差別禁止法」はADA法-「アメリカ障害者差別禁止法」から始まっ

たといえるのではないかと思います。

丁度、その法律が出来た頃にわたしが書いた文が有ります。当時まだ、断定調で書いていた文で、しかも言葉の使い方も今と違っているので、ちょっとわたしも現在的に違和があるのですが、とりあえずほとんどそのまま再録します。

ADA法について賛否両論が渦巻いている。論点はほぼ出尽くしているようであるが、 論点を整理しておきたい。

評価としては、様々の障害者の団結によって勝ち取ったということがまず、第一点として挙げられると思う。次に何を差別とするか、ということをかなり掘り下げて展開しているということが挙げられる。

批判としては、第1にこの法が妥協の産物として作られたことから、15人以上の企業を対象とするという規定や、企業が差別を解消する処置を取ることによって、重大な支障を来す場合には、免れ得るなど、色々な抜け道が用意されていること。この法ができても絵に画いたもちに終わる危惧が語られている。第2にそもそも、経済的効率性というところからこの法を作る根回しをしていった過程があり、そのペイできるかどうかという論理ではいわゆる「重度の」障害者が疎外されざるをえないこと。第3にそのような、一つの危惧の現れととして、実際にCILへの援助が減るような自体になっていること、そのことと引き換え的に法を形成しているのではないか。そのことは、「社会参加が比較的容易な障害者」と「重度の」障害者の間に溝を生み出すのではないか、という懸念が生まれている。また、実際に障害者運動のリーダーに重度のCPの障害者がいないという指摘も出ている。そして、第4に、この法が能力主義に基づく機会均等法でしかないこと。

第1から第3までのことについては、この法は一つの過程であり、これからが正念場だという言い方がされているし、一つの過程としてとらえ、色々な問題点を今後どういう戦略で攻め落として行くかという問題として、押さえることもできる。しかし、そもそも、その原理にかかわる第4の問題については詳しく展開しておかねばならない。

ADA法の背景には公民権法があるということが繰り返し言われている。そしてこの公民権法の精神も機会の均等ということである、という言い方がされている。かつ、日本の「障害者福祉」が雇用率規定など保護法的色彩があるのに対し、それは結果平等の原則であり、そのような金太郎飴的な悪平等でなく機会平等の原則なのだという言い方がされている。また、ADA法は究極のアメリカンドリームだという言い方もされている。要するに、ADA法というのは競争する機会の均等ということである。

ADA法を評価できる点で、何が差別かというところでかなり掘り下げていると書いた。しかし、そもそも差別とは何かということを、その根源的な掘り下げをなしえていない。 差別を掘り下げて行くと、競争原理に突き当たる。とりわけ、障害者差別については、労働力の価値を巡る差別があり、その差別以前に除外されているという差別である。いわば、労働力の価値を巡る差別の画段階的極としてあるという言い方ができる。さすれば、自らを差別する原理への参加を求める、機会の均等を求めるということは、障害者運動にとってはまさに二律背反的ジレンマのはずである。 先程の問題点の第2点のペイできるかどうかという思考の「合理性の論理」自体が障害者差別の論理の根底にあるのではないか?

他の差別についても、差別のワク組を変えることなしに、機会の均等を求めて行くことが、差別の止揚になるかと言えば、公民権法の歴史的積み重ねの中で、黒人差別や女性差別が解消する方向で進んでいっているかと言えば、むしろ相対的格差は広がっているという指摘があるし、先日の警察官による黒人殴打事件への無罪判決を巡ってロスーサンフランシスコを中心に起きた「暴動」という形で現れた矛盾の露呈がその問題を端的に示している。

ロスーサンフランシスコの暴動の中で、守る側に回った人達が、「私たちはアメリカ社会のルールにのって、努力してきた。彼ら(「暴徒」と呼ばれる人達)はそのルールを否定しようというのか?」と発言していた。最初の抗議行動と後の略奪行為には一線がひかれるであろうが、それらは、アメリカンドリームの崩壊を意味する行為であったことは確かである。まだその根強さはあり、その幻想を払拭することの容易ならざることを押さえるにせよ。

もう一点問題点を出しておきたい。それは「結果の平等」に対する、「機会均等」的観点からの批判である。「結果の平等」というとらえ方自体が問題になる。そもそも因果論的な考え方自体の批判があるが、何をもって「結果の平等」という言い方がされるのか理解できない。機会の均等ということは、全く同じスタートラインに立たないと意味がない。そして、その同じスタートラインに立つということをどう保障するかを問題にして行かなければならない。アファーマティブ・アクションということはこの理念から生みだされたものである。「結果の平等でなく、機会の均等だ」と展開する人たちにとって、そのアファーマティブ・アクションは、「結果の平等」の論理を持ち込むことになるのではないか?事実、アファーマティブ・アクションは、「逆差別」という批判を被っている。けれど、差別を問題にしている人達には、アファーマティブ・アクションの必要性を強調しているし、公民権運動の飛躍ということが(飛躍か無かという内容で)、このアファーマティブ・アクションを巡る攻防にかかっているという言い方がされている。

さて、ADA法を障害者の団結ということで大きな意味があるという言い方をした。しかし、団結という場合その内実抜きにして、その団結が語られないし、色々な補足しうる運動は存在しているかもしれないが、ADA法自体は「重度の」障害者を切り捨てる指向をもっているゆえに、その団結の行方にさえ不安がある。

「日本の福祉は欧米に比べ 10 年も 20 年も遅れている」という言い方がされている。しかし、福祉制度がアメリカのような理念で進んでいくことを、必ずしも「進んでいる」と言い得るのだろうか? アメリカンドリームという形で端的に示される競争原理に対して、「無」の思想など批判する文化的要因をもっている分、差別的障害者観を越え得る要因をもち得ているのではないだろうか? 東洋思想の中には、他の障害者差別につながる他の文化的要因もあり一概には言い得はしないが。

ADA法の機会均等の原則ということが、競争原理から出てきていること、そして障害者差別の世界観の底には競争原理があることをとらえれば、コペルニックス的転換(根底的転換)をなしえること抜きには、障害者差別はなくなりはしない。

そのようなことも含め、もっと根底的なところへ踏み込んで行く過程として、これからが正念場であるということを押さえ、ADA法の到達点の確認と批判を深める中で障害者

運動の飛躍を勝ち取らねばならない。

以上再録。

# (ロ) 他の国の「障害者差別禁止法」

さて、アメリカのみならず、各国において「障害者差別禁止法」が作られてきています。 日本弁護士連合会の『障害のある人の人権と差別禁止法』という本の中にもそれは紹介されています。双璧はイギリスの差別禁止法、確かにちょっと位相が違うようです。裁判・訴訟ということを軸にしたアメリカ型と、「障害者権利委員会」による調停なり、命令を出していくイギリス型というようなところの違い。さらに、公民権法のマイノリティの権利というところでのアメリカ型と慈愛というところに対決しつつ社会モデルを突き出して、マルクスや哲学的なところを背景にしたイギリス型。

アメリカははっきり機会均等法になっています。競争原理に飲み込まれています。ただ、 マイノリティの生存権で差別と対峙してきた歴史があります。

ただ、どちらにしても、イギリスの社会モデルを強力に突き出している運動の地盤があるところでも、差別禁止法が依然として医療モデルから抜け出せていないという問題があります。他の国で、そこから抜け出した差別禁止法はあるのでしようか?

要するに、差別禁止法が機会均等という競争の機会均等を突き出し、結局差別の論理に 組み込まれていく、そもそも各法の上位法である憲法がどうなっているのかをとらえると、 資本の論理から抜け出せた法律をつくれるのでしょうか? 障害差別の根拠としてあり、 今の社会の差別がそこに収束していく労働力の価値というところの差別も問題にしえる、 そこから障害問題を解決していける法律は作れないのではと思います。

# (ハ) 日本における「障害者差別禁止法」制定運動の動き

日本においては、ADA法が必ずしも、歓迎して受け入れられたわけではありませんで した。それは、「資格ある障害者」という言葉に対する能力主義ではないかという批判から 始まっています。日本の「障害者運動」を遅れているととらえているひとがあるのですが、 むしろ、施設批判、親との関係、能力主義批判とラジカルさをもっていたのではないかと 思います。現在国際的な「障害者差別禁止法」の制定の動きと権利条約の制定、そして禁 止法を作るようにという国連サイドからの圧力で、制定の動きは加速して、何らかの法律 が作られると思います。実際、「障害者」当事者サイドからDPI日本支部あたりを軸にし た案、そして、差別禁止法が作られれば訴訟に勝てるとの思いから訴訟に関わる弁護士関 係での案つくりも進んでいます。ですが、そもそも、「障害者」という言葉に換えて「障害 を持つ者」「障害のある者」という言葉を使っていくことに現れているように、「国際障害 者運動」が獲得しつつある「社会モデル」の地平から逆戻りした、障害規定さえ満足に出 来ていない現状を示し、その案の最も基底的なところで、理論の貧困を絵に描いたような 案になっているといわざるをえません。そして、現在の社会の枠組みでは結局機会均等の 枠を超え得ないと思いますが、「障害者運動」の存在に関わるユニバーサルな性格を維持す るためにも、少なくとも「障害者運動」サイドから「障害者」の分断をもたらす機会均等 などという案は出さないで、結局そこでのせめぎ合いには負けて、部分的に勝ち取ったと

いうところで、機会均等法になってしまうにせよ、少なくとも案の段階ではきちんと「障害者運動」の基本的理念を貫いて欲しいと願っています。

#### (二)「障害者の権利条約」

まだ、きちんと読めていません。ただ、国連で色んな国が議論に参加し、その中で妥協の産物的に作られたもの、各国の禁止法の中で先進的なものに追いついたものにはなっていないといいえるのではないでしようか? このキーワードになっている '合理的配慮'についての批判は既に書きました。そこの限界へこの権利条約も集約していくと思います。ですが、とりあえず、禁止法のない国においては、暫定的に使えるものになっていくといいえるかもしれません。

#### (ホ) 差別禁止法は差別をなくせるのか?

そもそも障害差別がどこから来ているのかというとらえ返しをしなければいけません。 それから、差別を排除型のみとらえてきた歴史があります。ですから、きちんと差別規定 していく中からとらえ返したとき、繰り返し言っているように障害差別の土台に労働力の 価値を巡る差別があり、今の社会の差別が労働力の価値を巡る差別に収束していくことを 考えるならば、労働を巡るヒエラルヒー自体を問題にしていく、差別形態論のとらえ返し から相対的差別にまで踏み込んでいかねばなりません。それらのとらえ返しなしには障害 問題はとらえ返せないし、そのとらえ返しのない運動では差別はなくせないと言いえます。

だだ、誤解のないように書いておきたいのですが、わたしは差別禁止法や法制度の整備をすることに反対しているわけではありません。現実的に個々の差別において差別禁止法が制定されることによって救済されることがでてきます。そういう意味で必要はあるといいえます。そして、なによりも、排除型の差別をなくす運動を進めることにより、差別が排除型の差別だけではない、抑圧型の差別をなくしてこそ、そして差別の構造そのものをなすことによってしか、差別はなくせないという結論を導き出し、その運動の路に踏み込んでいくというパラドックスにおいて、差別禁止法の制定が必要なのかもしれません。

第5節 障害学のとらえ返しと障害学批判(次号以降)

#### (編集後記)

- ◆基本隔月刊から遅れてしまいました。この二ヶ月ほんとにバタバタしていました。この 通信に関することでは、前号あたりからも含めて、何冊かの本との出会いの中で、何かも うひとつわたしの中でもやもやしたものがすっきりし、まとまり、何を焦点にして論を形 成していくのかつかめたような気がしています。
- ◆巻頭言本文中に書きましたように、英語に弱いわたしが「誤訳」などということを書く こと自体が、とんでもないことなのですが、運動にとってキーワードになっていること、 批判を恐れず、むしろ「批判は対話である」として、批判を受ければそこから対話が始ま ることとして、あえて出しました。
- ◆「読書メモ」、最初の2冊は廣松物象化論の反障害論-反差別論への援用という中で、廣 松関係の文にあたっている中での読書メモ。前号で「本屋さんで見つけて買って積読して

ある本」と書いていたのが『障害のある人の人権と差別禁止法』以前から読んでいる本と書いていたのが『障害学研究2』やっと読み終えました。杉野さんの本が出たと知って急遽読み上げました。これは、読み応えのある本でした。障害学の情報として貴重だし、わたしの問題点の整理に大きな役割を果たし、反障害論で何を焦点にしていくのか、改めてわたしの中で結論のようなものが出てきました。今、以前から積読していた福島智さんの『盲ろう者とノーマライゼーション』を読んでいます。「積読していた本は、積読していたことを後悔させる」ということを繰り返しています。この本で、何か目新しい本が出ない限り、一応「反障害原論」に盛り込む内容はおしまいにして、「反障害原論」の完成に集中したいと思っています。

- ◆「反障害運動の基本文献」というシリーズ、今回が三回目「全国「精神病」者集団」の 吉田おさみさんの『□狂気□からの反撃』です。このシリーズ、「反障害原論」の完成を急 ぎますので、次回からお休みします。
- ◆今回も「反-情報・コミュニケーションコーナー」はお休みです。わたしが手話を教わった先生の話を是非書いておきたいという思いがあるのですが、書いて良いものだろうかと迷っています。
- ◆「反障害原論」はADA法に関しては昔書いた古い文を引っ張り出しました。むしろその成立当時の思いを再現したくて、書体も統一せず、ほとんどそのまま転載しました。もう2回位で終わる予定です。
- ◆前回編集後記で書いたことの再録です。最低隔月、出来たら月刊の態勢は続けようと思っていますが、「反障害原論」の出版化(の試み)の作業で流動的です。もしもこの「通信」の発刊を楽しみにしてくださる方がおられれば、遅れた場合には、そのようなことで遅れているのだと了解してください。もう少し簡素な形で最低隔月刊も維持しようかと思っていたりもしています。

#### 反障害研究会

#### ■会の性格規定

今、□障害□という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム(基本的考え方の枠組み)の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がりを求めていきたいと願っています。

#### ■連絡先

E メール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HPアドレス http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/